

大阪市告示第1723号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年12月22日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
宮原地下 駐車場	午前6時から 翌日午前0時 30分まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	1日当たり1,600 円
	午前0時30分 から午前6時 まで	—	駐車時間60分 までごとに 100円	

備考

この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

2 実施年月日 令和8年1月20日から

(建設局道路河川部調整課)